

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年（2025 年）3 月 18 日提出

議会運営委員会委員長

屋 良 栄 作

（提案理由）

「育児、介護その他のやむを得ない事由」においても、オンラインによる委員会を開会できるようにするほか、字句を整備するため、この案を提出する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>目次</u> <u>第1条(常任委員会の設置)</u> <u>第2条(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属)</u> <u>第3条(常任委員会の委員の任期)</u> <u>第4条(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期)</u> <u>第5条(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算)</u> <u>第6条(特別委員会の設置、委員定数及び任期)</u> <u>第7条(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</u> <u>第8条(委員の選任)</u> <u>第9条(委員長及び副委員長)</u> <u>第10条(委員長及び副委員長がともにな いときの互選)</u> <u>第11条(委員長の議事整理権、秩序保持 権)</u> <u>第12条(委員長の職務代行)</u> <u>第13条(委員長、副委員長の辞任)</u> <u>第14条(議会運営委員会及び特別委員会 の委員の辞任)</u> <u>第15条(招集)</u> <u>第16条(定足数)</u> <u>第17条(表決)</u> <u>第18条(委員長及び委員の除斥)</u> <u>第19条(委員会の公開等)</u> <u>第20条(秘密会)</u> <u>第21条(出席説明の要求)</u> <u>第22条(秩序保持に関する措置)</u> <u>第23条(公聴会開催の手続)</u>	

第24条(意見を述べようとする者の申出)

第25条(公述人の決定)

第26条(公述人の発言)

第27条(委員と公述人の質疑)

第28条(代理人又は文書による意見の陳述)

第29条(参考人)

第30条(記録)

第31条(会議規則への委任)

付則

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 [略]

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 [略]

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 [略]

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 [略]

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 [略]

(参考人)

第29条 [略]

2 [略]

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 [略]

(記録)

第30条 [略]

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条第1項において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 [略]

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 [略]

(参考人)

第29条 [略]

2 [略]

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 [略]

(記録)

第30条 [略]

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合にあつては、委員長は、<u>法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとるものとする。</u> 3 前2項の記録は、議長が保管する。	2 前項の記録は、議長が保管する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。